

# 青森県報

号外第102号

平成十七年  
十二月七日  
(水曜日)

目次  
公告

第八次青森県卸売市場整備計画の策定..... (戦合略販課) ... 1

## 公告

### 第八次青森県卸売市場整備計画の策定

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、第八次青森県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

平成十七年十二月七日

青森県知事 三村 申 昭

### 第8次青森県卸売市場整備計画

#### 第1 目標年度

平成15年度を基準年度とし、平成22年度を目標年度とします。

#### 第2 卸売市場の適正な配置の方針

卸売市場の配置については、国の「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」（平成17年3月公表）との整合性を保ちながら、各流通圏において、需給調整機能及び主体的な価格形成機能をもつ中央卸売市場を「基幹市場」とし、

当該流通圏において拠点的な役割を果たす地方卸売市場のうち大規模で地域流通の中核的拠点となるべきものについては「中核的地方卸売市場」として、それ以外の拠点的役割を果たす地方卸売市場を「地域拠点市場」として、それぞれ配置します。

#### 1 青果物

##### (1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場、中核的地方卸売市場である大魚株式会社むつ総合卸売市場、地域拠点市場である株式会社五所川原中央青果及び五所川原市にある小規模市場の4市場で構成されています。

基幹市場、中核的地方卸売市場及び地域拠点市場は、それぞれ存置及び存置整備することとし、それぞれの市場機能の充実に努めます。

##### (2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的地方卸売市場である弘果弘前中央青果株式会社のみであり、存置整備の方向で市場機能の充実に努めます。

##### (3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場、地域拠点市場である十和田市地方卸売市場と南部町営地方卸売市場で構成されています。

それぞれ存置及び存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

#### 2 水産物

##### (1) 産地市場

本県は三方が海に面しており、また、そのふところに陸奥湾を有することから海岸線には数多くの漁港が点在し、これらの漁港には卸売市場又は荷さばき所が設置されていますが、今後も地域の実情に応じて、水産基盤整備に基づき漁港及び後背施設の整備をしていきます。

産地市場は、水産物の生産と流通の接点としての役割を果たしており、産地における出荷及び加工機能との関連性が強いため、地域の実情に即した市場施設の近代化、取引の合理化に努め、水揚量及び魚種構成の変化、地元加工業者の生産動向など、今後の水産物流通を巡る諸条件の変化に対応した効率的な流通が確保されるよう配置します。

また、国が策定した「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」（平成13年3月30日付け12水漁第450号水産庁長官通知 平成17年5月20日一

部改正)に即して、産地市場としての機能強化を推進し、水産物流通コストの削減を図り、多様化・高度化する需要者ニーズに的確に対応していきます。

具体的には、公正な価格の形成、市場取引の効率化、市場経営の基盤強化等を図る観点から、年間取扱高の小規模な市場及び荷さばき所のみならず、比較的大規模な市場も視野に入れて産地市場の統合及び経営合理化に向けた取組を推進していきます。市場の統合及び経営の合理化に当たっては、全国規模の出荷圏を有し、かつ消費地市場化も目指す「大量広域流通圏型市場」や、当日売買圏型として地場流通を支える「地域拠点型市場」、ブランド志向で、概ねキロ単価一千元以上の魚介類を主体に扱うことを目指す「特定魚種流通型市場」の3つのタイプを想定し、各市場の実態と未来像を総体的に勘案するとともに、今後関係者との十分な協議を図りながら検討を進めていきます。

これらのことを踏まえて、以下のとおり整備及び検討に努めていきます。

市町村名	整備の方向
八戸市	第二人工島建設構想における八戸市第一魚市場・第二魚市場・第三魚市場の統合整備の検討と併せて、現状に見合う市場の統合整備を検討し、大量広域流通圏型市場を目指すものとします。
三沢市	三沢市魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
六ヶ所村	泊魚市場については存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
東通村	白糠魚市場及び近隣荷さばき所の共同市場構想に基づく地域拠点型市場の設置を検討するものとします。
むつ市	大畑町魚市場については存置整備の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
大間町及び周辺市町村	大間漁業協同組合魚市場については存置の方向とし、地域拠点型市場を目指すものとします。
中泊町	小泊漁業協同組合魚市場及び下前魚市場による地域拠点型市場の統合を検討するものとします。
鱒ヶ沢町及び深浦町	鱒ヶ沢魚市場、深浦町市場及び大戸瀬魚市場については8漁協合併推進協議会を軸とし、市場の合併統合等を視野にいたれた検討をするものとします。
その他の各市場及び荷さばき所	このほか、各市場及び荷さばき所において、水産物流通や市場運営状況など実情を勘案して必要が生じた場合は、整備

若しくは統合等により水産物流通機能の充実を図るものとします。

## (2) 消費地市場

消費地市場については、青森市中央卸売市場が県内全域にわたる水産物の拠点になっており、基幹市場としての役割を果たしています。

さらに、消費地における水産物の円滑な流通を図るため、青森市中央卸売市場からの距離、分荷の状況等を考慮して、弘前市、五所川原市及びむつ市に地方卸売市場を配置しており、各流通圏の消費者へ安定的に水産物を供給しています。

これらの市場については、存置若しくは存置整備の方向とし、市場機能の充実に努めます。

今後、八戸市については、当該地域の実情を勘案して必要が生じた場合、地方卸売市場の配置について計画します。

## (3) 陸奥湾圏域荷さばき所

本県の陸奥湾は、我が国有数の内湾で、その特色を生かしたホタテガイ養殖が盛んであり、水揚げされたホタテガイは、青森県漁業協同組合連合会によって一括入札されています。

このことから湾圏域では、一般的に産地市場を経由する他の水産物とは流通経路が異なるうえ、他の水産物の水揚げが極めて少ない等の理由から産地市場が形成されず、全て荷さばき所となっていることから、今後は、これら荷さばき所の効率的な整備を図ります。

## 3 食肉

現在、全国の食肉卸売市場は41市場あり、このうち中央卸売市場は10市場、地方卸売市場は31市場ありますが、北海道・東北には、宮城県の仙台中央卸売市場があるのみとなっています。

本県においては、食肉卸売市場が設置されていないことから、食肉の取引は、相対取引による枝肉及び部分肉流通が主体となっています。

食肉の適正な取引、価格形成を図るうえで、市場取引が望ましいと考えられますが、買参人の確保や部分肉流通の増加等から新たに食肉卸売市場を配置することは現実的に難しいのが実情となっています。

このため、今後は、実質的に卸売市場的な役割を果たしている、既設食肉セン

ターの整備・機能強化等を通じて、食肉流通の円滑化を図っていきます。

4 花き

花きに対する需要人口が増加するものと予想されることから、鮮度保持のための施設の整備等を図り、効率的な運営を図ることを目標に市場整備を検討していきます。

(1) 青森流通圏

この地域における市場は、基幹市場である青森市中央卸売市場のみであり、存置整備の方向で市場機能の充実に努めます。

(2) 弘前流通圏

この地域における市場は、中核的地方卸売市場である弘果弘前中央青果株式

会社及び2つの小規模市場です。これらの市場については存置とし、統合については地域の実情を勘案して必要が生じた場合には、関係者による協議の場を設けるなどして検討しながら市場整備を図っていきます。

(3) 八戸流通圏

この地域における市場は、基幹市場である八戸市中央卸売市場のみであり、存置整備することとします。

5 配置の計画

県内の卸売市場の具体的な配置計画及び存置、存置整備、統合、廃止等の整備方針については、次表のとおりです。

卸 売 市 場 配 置 計 画

流通圏				配置位置	当該流通圏の既存市場			整 備 方 針					卸売市場整備地区	備 考	
青果物	水産物	食肉	花き		市町村名	市 場 名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
											前期	後期			目標以降
1	1		1	青森市	青森市	(1) 総合卸売市場 青森市中央卸売市場	中	第8次中央卸売市場整備計画に基づき整備	中	青果物 水産物 花き				無	基幹市場
1				五所川原市	五所川原市	(2) 青果物卸売市場 地方卸売市場(株)五所川原中央青果	民	存置、施設整備	民	青果物				無	地域拠点市場
	1		(3) 五所川原第一青果(小規模)			民	-	民	青果物				無		
			(3) 水産物卸売市場 五所川原地方卸売市場丸中五所川原中央水産(株)			民	存置	民	水産物				無		
1	1			むつ市	むつ市	(1) 総合卸売市場 地方卸売市場大魚(株)むつ総合卸売市場	中核	存置、施設整備	民	青果物 水産物				無	中核的地方卸売市場
	1		(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場大畑町魚市場(産)			公	存置	公	水産物				無		
	1			深浦町	深浦町	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場深浦魚市場(産)	民	8漁協合併推進協議会を軸とし、市場の合併統合等を視野にいれた検討	民	水産物				無	
			(3) 地方卸売市場大戸瀬魚市場(産)			民	水産物					無			

1	1	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町	(3) 水産物卸売市場 鰺ヶ沢漁業協同組合地方卸市場	民	8 漁協合併推進協議会を軸とし、市場の合併統合等を視野にいれた検討	民	水産物				無	
1	1	中泊町	中泊町	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場小泊漁業協同組合魚市場 (産) 地方卸売市場下前魚市場 (産)	民 民	、の統合に向けて検討	民 民	水産物 水産物				無	
1	1	大間町	大間町	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場大間漁業協同組合魚市場 (産)	民	存置	民	水産物					
1	1	東通村	東通村	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場白糠魚市場 (産)	民	存置、施設整備	民	水産物				無	
1	1	六ヶ所村	六ヶ所村	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場泊魚市場 (産)	民	存置、施設整備	民	水産物				無	
1	1	三沢市	三沢市	(3) 水産物卸売市場 地方卸売市場三沢市魚市場 (産)	公	存置	公	水産物				無	
1	1	東北町	東北町	(3) 水産物卸売市場 小川原湖地区卸売魚市場 (小規模)	民	存置	民	水産物				無	
2	2	弘前市	弘前市	(1) 総合卸売市場 地方卸売市場弘果弘前中央青果 株 (中核) (3) 水産物卸売市場 弘前水産地方卸売市場 (中核)	中核 中核	存置 存置	民 民	青果物 花 き 水産物				無 無	中核的地方 卸売市場 中核的地方 卸売市場
	2			(4) 花き卸売市場 株弘前生花市場 (小規模) 弘前堅田生花株 (小規模)	民 民	- -	民 民	花 き 花 き				無 無	
3	3	八戸市	八戸市	(1) 総合卸売市場 ①八戸市中央卸売市場  (3) 水産物卸売市場 ②地方卸売市場八戸市第一魚市場 (産) ③地方卸売市場八戸市第二魚市場 (産) ④地方卸売市場八戸市第三魚市場 (産)	中  公 公 公	第8次中央卸売市場整備計画に基づき整備  存置 存置、施設整備 存置、施設整備 第二人工島構想における統合整備の検討と併せて、現状に見合う市場	公  公 公 公	青果物 花 き 水産物 水産物 水産物				無 無 無 無	基幹市場

						の統合整備を検討							
3		南部町	南部町	(2) 青果物卸売市場 ②南部町営地方卸売市場	公	存置、施設整備	公	青果物				無	
3		十和田市	十和田市	(2) 青果物卸売市場 ②十和田市地方卸売市場	公	存置、施設整備	公	青果物				無	地域拠点市場

注 流通圏の番号の青果物及び花きに係る「1」は青森流通圏、「2」は弘前流通圏、「3」は八戸流通圏、また、同欄の水産物に係る「1」は県下全域の流通圏を示す。当該流通圏既存市場の欄の市場名に係る「(小規模)」は小規模市場、「(産)」は産地市場を示す。  
 当該流通圏既存市場及び整備方針の欄の区分に係る「中」は中央卸売市場、「公」は公設の地方卸売市場、「民」は民営の地方卸売市場、「中核」は中核的の地方卸売市場を示す。  
 「卸売市場整備地区」とは、近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として知事が指定する地区をいう。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的事項

1 立地条件

- (1) 立地周辺の土地利用との調整を考慮しつつ、都市計画等との整合性を確保するものとします。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮するものとします。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所を選定するものとします。
- (3) 各種施設が適正に配置され利用施設の効率性が確保できる地形とするものとします。
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域に立地するものとします。

2 施設の種類の種類

施設の種類の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の品質・安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要な施設を計画的に整備するものとします。

また、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとします。

施設	例
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売施設、活魚販売設備
駐車施設	駐車場

貯蔵・保管施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック
輸送・搬送施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、エレベーター、コンベア
衛生施設	発泡スチロール処理施設、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室
情報・事務処理施設	入荷量・卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピューター、見学研修設備
管理施設	管理事務所、業者事務所
加工処理施設	バナナ熟成加工室、小分け・包装設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室
関連事業施設	関連商品売場
以上の施設に付帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備

なお、水産物産地市場については、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じて整備するものとします。

3 施設の規模

施設の規模については、卸売市場整備基本方針に示された「卸売市場施設規模算定基準」(別記)に基づいて算定される施設規模を目安とします。

4 施設の配置、運営及び構造

施設の配置、運営及び構造については、生産者や実需者の顧客のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進等に

より、市場使用料の抑制等市場流通コストの低減に努めるものとします。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保に努めるものとします。
- (2) 大規模増改築等卸売市場施設の新設にあたっては、外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とするよう努めるものとします。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設について計画的に配置するよう努めます。
- (3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分配慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこととします。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ることとします。
- (4) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの基幹として卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮するよう努めます。
- (5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、取引における生鮮E D I標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、無線I Cタグ（メモリ機能を有する極小のI Cチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用を図っていくほか、産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入について検討していきます。  
また、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めるものとします。
- (6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設の整備を図るよう努めます。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等にも取り組んでいくものとします。
- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境の調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯等の設置に努めるものとします。
- (8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とするものとします。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに品質管理の高度化に

関する事項

#### 1 取引の合理化に関する事項

卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化が図られるよう、特に次の事項に留意するものとします。

- (1) 卸売市場における売買取引については、各市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定し、それを遵守するものとします。

売買取引の方法の設定に当たっては、各市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や最適物流の実現による物流コストの軽減を図るため、委託集荷原則の廃止や商物一致原則の例外措置の拡充を踏まえ、各市場において市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むものとします。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のため生産者、実需者等と連携し、各市場においては市場間連携等による集荷力の向上に通じた市場取引の活性化を図るよう努めるものとします。なお、市場間連携に取り組むにあたっては、卸売市場における取引秩序に混乱をきたすことのないよう、市場取引委員会の場等で十分な議論を行うものとします。
- (4) 卸売業者及び仲卸業者の市場外における販売行為により、卸売市場における取引秩序に支障が生じることがないように、市場取引委員会の場等で十分な議論を行うものとします。
- (5) 卸売市場における売買取引について、適正な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保するものとします。
- (6) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進することとします。

また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、

卸売を行った生鮮食料品等の仕入れ先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行うとともに、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るトレイサビリティシステムの確立に努めるものとします。

- (7) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めるものとします。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティックス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働者の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとします。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めます。
- (2) 電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進します。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進します。

## 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとします。

- (1) 荷受け段階  
 卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止  
 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認  
 物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定  
 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示
- (2) 卸売段階  
 低温卸売場での取引や見本ぜりの活用

物品の床への直置きや引きずりの禁止  
 卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止  
 取引後の速やかな物品の搬出

- (3) 仲卸業者  
 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去  
 低温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮  
 花き（切花）にあつては、清潔な容器や水の維持
- (4) 配送段階  
 買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮  
 保冷・冷凍車両の利用の推進  
 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進
- (5) その他  
 青果物にあつては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底  
 水産物にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生法上講ずべき措置の基準の遵守  
 食肉にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生法上講ずべき措置の基準の遵守  
 また、と畜段階では、と畜場法に基づく構造設備の基準、衛生管理の基準の遵守、必要に応じた獣畜の飼育履歴等の確認、食道や直腸の結紮やナイフの消毒等HACCP（危害分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理の導入  
 花きにあつては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花のバケツト（専用容器）流通の推進

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 業者の経営基盤の近代化

- (1) 卸売業者  
 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めるものとします。  
 また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整

備状況等を踏まえつつ、合併等による統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化に努めるものとします。

卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善を図るよう努めるものとします。

また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めるものとします。

管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めるものとします。

経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めるものとします。

生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化及び実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めるものとします。

平成21年4月から機能・サービスに見合った販売手数料を弾力的に徴収することができることから、卸売業者はその経営が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、円滑な移行ができるよう取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努めるものとします。

## (2) 仲卸業者

仲卸業者の経営の発展を図るため、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえながら、合併等による統合大型化あるいは関係業者間の連携強化に努めるものとします。

小売店、外食産業等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能の強化に努めるものとします。

また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日における営業の実現に努めるものとします。

関係業者間の連携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者との連携強化に取組み、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めるものとします。

情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再建等による経

営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めるものとします。

## 2 その他

(1) 情報処理のシステム化は、取引の公開性を高めるとともに、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営の合理化に直結することから、その推進に努めるものとします。

(2) 最新の物流システムの導入や福利厚生施設の充実等により市場従事者の労働条件の改善を図り、魅力ある職場作りを目指すものとします。

(3) 食品の安全性の確保と環境問題に対処するため、より安全な農産物の生産推進や「有機食品検査認証制度（JAS法）」及び「青森県特別栽培農産物認証制度」の活用も図りながら、商品検査体制の充実と各種廃棄物等の発生抑制とリサイクルシステムの確立に努めます。

(4) 災害時における卸売市場の果たす役割は重要であり、施設の防災性について調査点検を強化するものとします。

また、災害時における被災者への食品の確保・提供のための機能を充実するものとします。

(5) 市民のための開かれた市場づくりを目指し、卸売市場への理解の醸成や「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供するため、食のイベント、市場見学会等を開催し、市民と卸売市場との交流を深める機会の確保に努めるほか、消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の利用にも配慮するものとします。

(6) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努めます。

## 別 記

### 卸 売 市 場 施 設 規 模 算 定 基 準

#### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。



$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$f_i$  : 売場施設経由率

$\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

$R_i$  : 売場施設通路面積

$i$  : 各売場施設

## 2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

## 3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25m^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

$S_t$  : 目標年度における駐車場の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$\mu_o$  : 1台当たり積載数量

$M$  : その他業務用及び通勤自動車台数

## 4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

$S$  : 目標年度における市場用地の必要規模

$a$  : 増設余力指数

$S_i$  : 各施設の必要規模

$S_t$  : 駐車場の必要規模

$R$  : 建物外部の通路の必要規模

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭